

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		児童手当の額
根拠法令及び条項		児童手当法第6条
所管部課係名		こども未来部こども給付課給付係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>支給額</p> <p>(1)児童手当 「所得制限を超えないとき」</p> <p>3歳未満 月額15,000円</p> <p>3歳以上小学校修了前</p> <p>第1子及び第2子 月額10,000円</p> <p>第3子以降 月額15,000円</p> <p>中学校修了前 月額10,000円</p> <p>(2)特例給付 「所得制限を超えるとき」</p> <p>0歳から中学校修了前まで 月額 5,000円</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	約1か月
	設定等年月日	平成27年4月1日設定(平成 年 月 日最終変更)